岩手県新型コロナウイルス感染症
対策第 32 回本部員会議資料
令 和 ３ 年 ４ 月 ２６ 日
商 工 労 働 観 光 部

「いわて旅応援プロジェクト」の一時停止の判断基準について

１　いわて旅応援プロジェクトの事業概要

⑴　目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制しつつ、**同感染症の影響により需要が落ち込んでいる観光業や土産物店等を応援**するため、**岩手県民を対象として旅行・宿泊代金の割引や土産物店等で利用可能な割引クーポン券を発行**するもの。

⑵　実施期間

令和３年４月 16 日（金）から令和３年６月１日（火）まで

※１　宿泊代金等の割引については、５月 31 日宿泊分まで

※２　クーポン券については事業期間中であればいつでも利用可能

⑶　割引等の内容

ア　旅行・宿泊代金の割引

日帰り・宿泊旅行ともに、**旅行・宿泊代金の 50%又は５千円/人**のいずれか小さい方の額を割引（1,000 円未満は切り捨て）

イ　クーポン券の発行

１⑶アの割引を適用された場合、旅行期間中などに土産物店や飲食店、交通機関等で利用可能なクーポン券**「いわて応援クーポン」２千円/人**を発行

２　一時停止の判断基準

直近１週間の新規陽性者数が **10 万人当たり 15 人を超えた時点**で事業を一時停止

また、変異ウイルスの感染者の増加など**数日で 10 万人当たり 15 人を超える状況が予測される場合**でも一時停止

（感染状況等総合的な判断によりステージⅢと判断する前でも、これらの基準により事業を一時停止するもの）。

３　割引の停止・キャンセル料等

⑴　旅行・宿泊代金の割引停止

予約済みの宿泊又は日帰り旅行は、**一時停止発表の日の３日後から割引適用を停止**

⑵　割引を適用した新規予約受付の停止

一時停止発表の日の翌日午前０時から新規受付を停止

⑶　キャンセル料の取扱い

一時停止発表後のキャンセル料は、利用者からの負担は求めない。

⑷　いわて応援クーポンの取扱い

宿泊又は日帰り旅行をした際に配布したクーポン券は、県がステージⅢと判断している期間を除いて利用可能。

担当　観光・プロモーション室長 高橋（内線 5571）、国際観光担当課長 嵯峨（内線 5575）